

統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会
第1回研究会 議事要旨

I. 日時

平成19年8月8日(水) 10時00分～12時00分

II. 場所

経済産業省本館2階 西8会議室

III. 出席者

【委員】

- ◎清水 雅彦 慶應義塾大学経済学部教授
小峰 隆夫 法政大学大学院政策科学研究科教授
齊藤 正昭 千葉県総合企画部統計課長
島崎 哲彦 東洋大学社会学部メディアコミュニケーション学科教授
鈴木 稲博 (社)日本マーケティング・リサーチ協会専務理事、(株)日本リサーチセンター社長
鈴木 督久 (株)日経リサーチ取締役
椿 広計 筑波大学大学院ビジネス科学研究所教授
柳井 道夫 (財)日本世論調査協会会長
(◎=座長)

【オブザーバー(経済産業省)】

- 佐伯 俊則 総合調整室長
今井 洋夫 統計企画室長
久武 昌人 経済解析室長
新井 勝美 鉱工業動態統計室統括統計官
荒井 隆秀 産業統計室長
山根 一久 サービス統計室長
岡本 幸男 企業統計室長
中野 貴比呂 総合調整室総括係長

【事務局(インテージ)】

- 木原 剛 (株)インテージ
西 哲生 (株)インテージ

IV. 議事

1. 委員紹介
2. 趣旨説明
3. 議事の扱い等について
4. 検討課題と分科会について
5. 統計調査業務における民間事業者の活用の現状について
6. 自由討議

V. 議事概要

【議事 1. 委員紹介】

(事務局より委員の紹介)

【議事 2. 趣旨説明】

- 経済産業省が実施する統計調査では、従来から民間事業者を活用してきている。特に、国直轄で調査員方式ではない統計調査については、今後、包括的利用を含め民間事業者の活用を図る予定である。その他の統計調査についても課題を整理しながら、民間事業者の活用について検討を進めていきたいと考えている。官と民が協調してお互いに良いところを出し合いながら統計の質を確保していくための課題について研究会で検討をお願いしたい。本研究会の成果は、経済産業省における民間事業者の活用に活かしていきたい。

【議事 3. 議事の扱い等について】

(事務局より本研究会における議事内容はホームページで公表する旨を説明)

【議事 4. 検討課題と分科会について】

(事務局より検討課題と分科会の設置について説明)

【議事 5. 統計調査業務における民間事業者の活用の現状について】

(事務局より統計調査業務における民間事業者の活用の現状について説明)

【議事 6. 自由討議】

(主な意見、やり取り等)

- 官庁統計の質を確保していくことが必要であると感じている。発注者は、調査の品質に関して民間事業者を信頼できることが重要である。そのためには、業務プロセスが明確となっており、第三者による監査が可能となっていることが求められる。
- ISO に関する検討も重要な課題である。ISO は質を確保するための規格ではなく、業務プロセスを透明化するためのものである。ISO20252 は、調査に関する規格であり、Official Statistics も対象に含まれている。本研究会では、民間が実施する調査と官が実施する統計調査との整合性をチェックする必要がある。しかし、我が国では調査機関の数が 140 程度しか存在しておらず、ISO20252 について認証機関を設立することが経済的に合理的か、など検討すべき課題も存在している。
- 郵送調査についてはある程度民間事業者の活用ができると思われる。一方、調査員調査については調査員の高齢化などを考慮すると、調査員制度自体について検討を行う必要がある。郵送調査の場合は、母集団名簿についてどの程度整備でき、それをどのような民間事業者が扱うことができるのかを検討する必要がある。
- ユーザーの視点も考慮した検討を進めて欲しい。統計調査には (1) スピード、(2) 透明性、(3) 市場との対話、の 3 つが求められる。(1) スピードについては、作成者側は正確さを重視するが、利用者側はスピードに重きを置いており、精度を高めるために時間をかけると逆に鮮度が落ちてしまうことがある。(2) 透明性については、ホームページ上で細かい集計を見ることができるだけではなく、原データや調査手法のわかりやすさが求められており、統計を作成するプロセスについても可能な限り明らかにしていただきたい。(3) 市場との対話については、1 つには異常値の説明がなされていること、もう一つはデータの解釈が分析結果なのか事実なのか、説明がなされているということである。また、データの解釈については、マスコミに説明した内容と同様のものが一般に公開されていくことが望ましい。
- 市場形成の視点から考えると、複数年契約やジョイントベンチャーなどに柔軟に対応することが必要となる。調査員調査の場合には、民間事業者で統計調査業務を行うために調査員などの資源を確保しなくてはならないが、契約が解除された後の調査員や業務に熟達した社員などの人的資源の扱いについても考慮しておく必要がある。また、入札基準や評価基準をどのようにするか

課題となる。それらを厳しくすると民間開放とかけ離れてしまう。一方、これらを緩くすると統計の質が保たれない可能性が出てくる。また、官の統計調査の予算と、民間で統計調査を実施する場合の価格には乖離があり、検討すべき課題であると考える。

- 入札予定価格が適切かどうか、政府内部で統計調査を実施した場合の価格をどう導くかについて、論点を整理しなくてはならない。
- 現在のところ民間事業者では、統計調査のうち意識調査の実績はあるが、実態調査についてはあまり実績を有していないのが実情ではないか。民間事業者の統計調査の品質については、予算と時間があればクリアできるであろうが、一定の制約条件のもとで考えることになる。品質の設定は重要な課題であるが、単純に回収率が高ければそれだけで品質が高いということにはならない。例えば、名簿が未整備な現状で回収率を上げて、対象を的確に捉えているとはいえ、精度は上がらないということになる。また、官から民に業務が移った際の統計調査の継続性についても考慮しなければならないだろう。
- 民間事業者の規模からして、統計調査を受けられる本数やボリュームはどの程度なのかを見極めなくてはならない。1万サンプルや2万サンプルの調査の場合、1本受けるだけでも、受託した民間事業者にとっては、かなりの労力が必要となる。先進国で調査員を活用した大きな規模の調査をやっているのは日本だけであるが、その調査員調査も現在約2割程度まで落ち込んでおり、逆にインターネット調査が進んでいる。しかし、調査員調査は統計の品質確保の上で大きく貢献しており、国はその調査員制度を残すことも考えなくてはならない。
- 世論調査業界については世論調査を志向する団体、マスコミ、研究者で構成されている。全国規模の統計調査を実施できる機関は世論調査業界にはそれほど多くない。世論調査業界のうちマスコミを対象外として考えると、全国に支部のある団体や調査機関に限定される。調査員数は実際には各社で重複の登録があるため、各社の調査員数を足し上げた数のはべ数であり実際の数値とは異なることに注意が必要である。全国の調査員の実数は各社の調査員数の合計の半分以下と考えて妥当だと思われる。以前は、調査員は大学生や大学院生が多かったが、最近は30~50代の主婦も増えている。実際に政府の調査員調査に民間の調査員が活用できるかどうかについては慎重な検討が必要である。また、不正調査などへの対応も重要な課題である。業界としては、住民基本台帳の閲覧が法律で制限され、選挙人名簿の閲覧が困難になったため、面接調査より電話調査が増えてきている。
- 確かに調査員調査は曲がり角に来ている。調査員調査は調査員に対する報酬が少なく、調査員にはボランティアの要素で引き受けていただいている側面がある。総務省では、規制改革の方針を受けて「平成19年就業構造基本調査」などの調査員調査の民間開放を実施したが、入札の総合評価方式や民間事業者に対するモニタリング等が発生するため、市町村では事務作業の軽減・予算削減にはつながっていないのが現状ではないか。事務の効率化などインセンティブが沸きづらいため、全国で福井県の越前市だけで実施という結果となっている。調査員調査のみの民間委託でなく、包括的な民間活用による調査事務の軽減・効率化を考え、その中で調査員調査のあり方を考えていく必要がある。
- 統計調査にはスピードや品質とコストなど、ある種のトレードオフが存在する。どこでバランスをとるのは現在の場にいるだけでは決めづらいところもある。本研究会においては、特定の方向に議論が集中するよりは、事実関係を整理していただければ、今後の検討に役立つと思う。統計調査業務の民間活用のような場合には、本来は第三者が入った形でのガバナンスの仕組みを立ち上げなければならないが、ガバナンスの仕組みを組み上げるだけのコストをどこでまかなえるかという課題も抱えている。また、その意味でマネジメントに関する専門家の意見を伺った方がよいのではないかと、複数年契約等については法律の専門家から意見を頂戴する場があってもよいと思う。これまでのこの問題に関する議論を聞いていると、公務員制度や公務員の位置づけに関する話題とどの部分を民間活用したらよい制度ができるかという話題が切り分けられずにいるようなので、後者の方に頭をチェンジして議論してもらえるとよいのではないかと思う。

(以上)